

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-4 土壌環境の保全				担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	<p>○畑作物中のカドミウムに関する規格基準設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成28年度までに7食品群21品目中のカドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を明らかにする。</p> <p>○米中のヒ素に関する規格基準が設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成29年度までに、4土種24土壌(人工添加していない)と米中のヒ素濃度との相関関係を明らかにする(平成25年度までは人工ヒ素添加土壌を分析し、分析項目を検討)。</p> <p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壌汚染対策法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法	政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	-		100%		-	-	-	-	-	-	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。米以外の農作物についてカドミウムの規格基準が設定された場合を想定し、栽培条件や農作物ごとのカドミウム吸収特性に関するデータの収集・解析等に係る検討を実施している。調査した品目数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
2 米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数の累計調査率(%)	-		100%		-	-	-	-	-	-	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。ヒ素については、作物の生育阻害の観点からの指定要件はあるが、国民の健康の保護の観点から米についてヒ素の規格基準が設定された場合を想定し、米中と土壌中のヒ素濃度の相関や分析手法に係る検討を実施している。調査した土壌数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
3 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	100%		-		土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。						

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
4 ダイオキシン類土壌汚染 対策地域の対策完了率 (%)	83%	—	—	—		ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	
(1) ## 農用地土壌汚染対策費 (平成19年度)	42 (29)	36 (34)	31 (30)	28	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集 ・コメについて、土壌及び作物中のヒ素濃度の相関関係についてのデータを収集 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。 	138
(2) ## 市街地土壌汚染対策費 (平成14年度)	266 (172)	248 (202)	190 (183)	235	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施 ・環境基準項目等の追加、基準値の見直しを行うことを目的とした未規制物質の基礎データの調査・検討を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施 ・技術管理者試験を実施し技術管理者証を発行 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-4ジオキサン等についての土壌中での挙動等に関する基礎データの収集 ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。 ・市街地の土壌汚染による人の健康被害を防止するため、未規制物質の環境基準項目等の追加、見直しが必要であり、本事業は環境基準項目等検討の際の基礎データとして活用し土壌環境の保全に寄与する。 	139
(3) ## ダイオキシン類土壌汚染対 策費 (平成12年度)	26 (19)	22 (16)	17 (17)	19	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事がダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定したものの、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合、当該負担の一部を補助 <p><達成手段の目標(平成27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月に新たにダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域について、自治体が作成する対策計画の内容確認及び対策事業への補助金の交付を適切に行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 ・ダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定されたものの、汚染原因者が不明・不存在であること等から、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合において、当該負担の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。 ・油等との有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。 	140
施策の予算額・執行額						施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

